

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com>
E-mail support@ep-support.co.jp

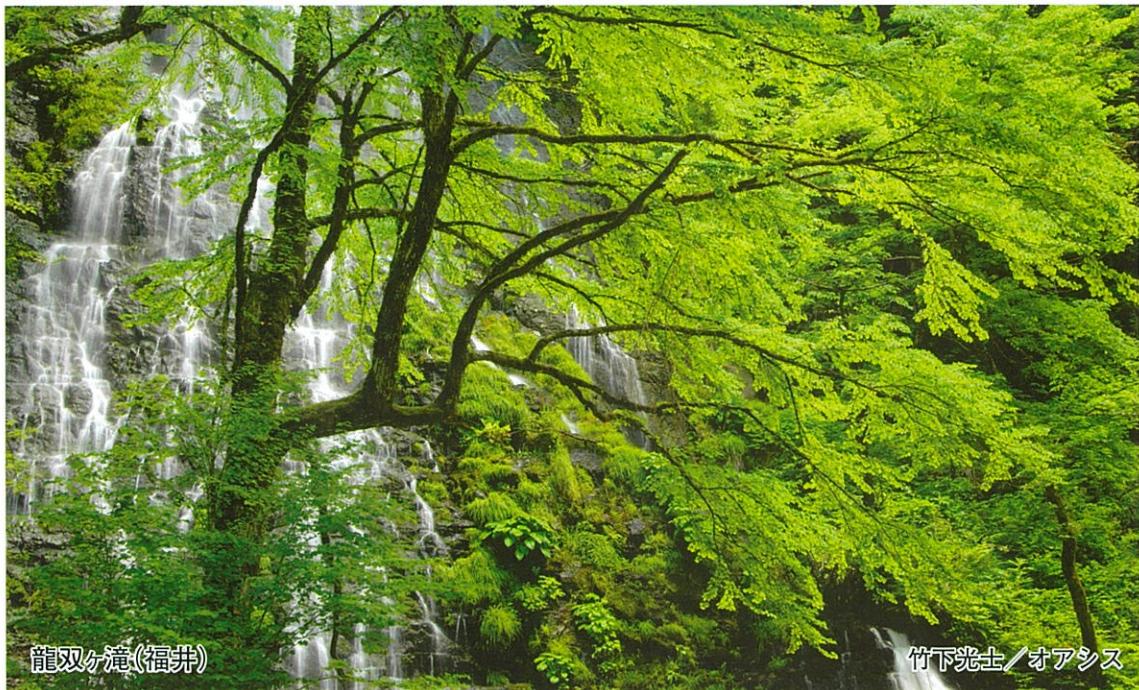
ヒントヒント

価格戦略 世界最高級品の豚はイベリコ豚。特に生ハム。単価5千円で始めた居酒屋IBERICO-YAは、じり貧だった。不振挽回に、「その価値を本当にわかるお客様」に狙いを絞ってみることにした。狙いは「52歳経営者」。高級感あふれる店に改造、丸々1本の生ハムセラーを25万円で名札を付けてキープでき、隠れ家風の個室で、目の前でスライス。VIPルームも作った。口コミで今や大盛況、予約待ち状態に。また、高級チョコレートのゴディバは「義理チョコはやめよう」といって、「本命チョコ」にシフトした。対して、ブラックサンダーは「安心の義理チョコ文化」を応援する。(永井孝尚著「なんで、その価格で売れちゃうの?」PHP新書)

ヒントヒント

税務 ミニガイド

国税庁では、2回目となるC R S(共通報告基準)に基づく非居住者金融口座情報の自動的情報交換を行い、令和元年11月末時点で、日本の非居住者に係る金融口座情報約47万件を64か国・地域に提供した一方、日本の居住者に係る金融口座情報約189万件を85か国・地域から受領しています。



不納付加算税

令和3年5月号の目次

□不納付加算税の賦課

給与や一定の報酬等を支払った場合には、所得税等の源泉徴収と納付が義務づけられていますが、源泉徴収した所得税等を法定納期限までに納付しなかった場合には、納税額の10%（税務調査があったことにより告知があるべきことを予知してされたものでないときは5%）の不納付加算税が賦課されます。

ただし、次の場合には、不納付加算税は賦課されません。

- ① 期限後納付について、正当な理由があると認められる場合
- ② 期限後納付について、その納付が法定納期限までに納付する意思があったと認められる場合で、かつ、法定納期限から1ヶ月以内に納付されたものであるとき

□納税の告知を予知しない場合

税務調査後の自主納付は、原則として、告知があるべきことを予知してされたものに該当しますが、次の場合は、原則として、告知があるべきことを予知してされたものには該当しません。

- ① 税務調査の日時の連絡を受けた段階で自主納付した場合
- ② 納付確認（臨場によるものを除く）を受けた結果、自主納付した場合
- ③ 説明会等により一般的な説明を受けた結果、自主納付した場合

□正当な理由があると認められる場合

たとえば、次のような場合には、期限後納付について、正当な理由があると認められる場合に該当するものとして取り扱うこととされています。

- ① 法の解釈に関し、給与等の支払後取扱いが公表されたため、その公表された取扱いと源泉徴収義務者の解釈とが異なることとなった場合において、その源泉徴収義務者の解釈について相当の理由があると認められ

話のネタ

○大相撲で、史上初めて「待った」をしたのは江戸時代大阪相撲の八角樋乃助とされている。ある場所で大関谷風と対戦することになったとき、タニマチに勝てば屋敷二軒をやると約束されたが、天下無敵の谷風に、尋常では勝てるわけがない。窮余の一策、考えた手は、「待った」。八角樋は「待った」を連発。谷風が気を抜いた瞬間、見事に押し出した。



るとき

ただし、税法の不知、誤解、事実誤認に基づくものはこれには当たりません

- ② 給与所得者の扶養控除等申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書又は給与所得者の保険料控除申告書等に基づいていた控除が過大であった等の場合において、これらの申告書に基づき控除したことについて源泉徴収義務者の責めに帰すべき事由があると認められないとき
- ③ 災害、交通・通信の途絶その他法定納期限内に納付しなかったことについて真にやむを得ない事由があると認められるとき

□法定納期限までに納付する意思があったと認められる場合

法定納期限までに納付する意思があったと認められる場合とは、その法定納期限前1年間に法定納期限が到来する国税について、納税の告知を受けたことがなく、法定納期限後に納付したことがない場合をいいます。

□重加算税

納税者が事実の全部または一部を隠ぺいし、または、仮装して法定納期限までに納付しなかったときは、不納付加算税に代えて、重加算税（税額の35%）が賦課されます。

平成30年分の 国外財産調書の提出状況

1.概要 この調書の提出件数は、前年比4.3%増の9,961件でした。提出義務の要件は、その年の12月31日において、その価額の合計額5,000万円を超える国外財産を有する者は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載したこの調書を翌年の3月15日までに提出しなければならないとの内容です。

令和元年6月末現在で平成30年分のこの調書の提出件数を局別にみると、東京局が全体の64.4%を占め、6,413件、次いで大阪局が同14.1%の1,405件となっています。総財産額は、全体で3兆8,965億円となっており、東京局が全体の73.0%を占め2兆8,458億円、ついで大阪局が同13.6%の5,282億円となっており、東京局に集中しています。

2.財産の種類別総額 財産の種類では、有価

証券が全体の54.2%を占め金額で2兆1,135億円となっています。前年比9.8%増となっています。

次いで、預貯金が同7.0%減の5,771億円で全体の14.8%、建物が同7.9%増の4,360億円で全体の11.2%の構成比となっています。

3.特別措置等 適正な提出を確保するためには次のような措置等が設けられています。

①加算税の軽減措置 提出された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても加算税を軽減（-5%）する措置。

②加算税の加重措置 調書の提出がない場合又は提出された調書に記載のない国外財産に係る所得税の申告漏れが生じたときには、加算税を加重（+5%）する措置。

③罰則の適用 正当な理由なく期限内に提出がない場合又は虚偽記載の場合に、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の措置。

国税庁では、適正な提出確保のための文書照会も積極的に実施しており、特筆すべきは、今回の報告で③の故意の不提出での初の告発事例も公表されている点です。

ナマの税務相談室

Q ご相談は、本年3月に甲個人が自己の有する200平方メートルのA土地を1,600万円で乙法人に売却いたしました。取引上の

特約として「A土地上の車庫を乙法人の負担で取り壊し乙法人は甲の指定するB土地上に木造平屋建ての車庫を新築する。この工事はなるべく早い時期に着工する」とあります。乙法人の車庫新築負担は300万円程度と推測しています。

ところで、この取引に関して甲の譲渡所得申告においては土地売却金1,600万円に加えてこの車庫新築部分の取り扱いはどのようにになりますでしょうか？

甲個人の一時所得となるのであれば乙法人に新築費用を確認して、その費用を一時所得として申告すべきでしょうか。

A 先ほどの土地の売買契約においてその売買契約の成立の条件として買主である乙法人が当該契約に係る売買代金債務のほかに甲

の指定するB土地上に車庫を新築する工事を行う債務を負う（費用を負担する）旨の契約を行ったということですから、当該土地の売

買と当該新築工事の費用負担とが契約上一体のものであるとするならば、甲の当該土地の売買に係る譲渡所得の収入金額は当該土地売買金額と新築工事費相当額の合算金額となるものと考えます。

なお、ご質問の売買に係る土地の上にある建物を当該契約に基づいて乙法人に引き渡した後乙法人において当該建物の取壊費用を負担して取り壊した場合には当該取壊費用は乙法人の当該土地の取得価額に算入されるべき金額に該当します。

一方甲は、当該土地と建物を一括して前記の収入金額相当額で乙法人に譲渡したものとして当該甲の土地建物の譲渡所得の金額の計算を行うことになります。

ナマの税務相談室

サラリーマンの予測情報 と年末調整制度の脳トレ

サ ラリーマン(給与所得者)は、年末調整の処理を受けるために、扶養控除等(異動)申告書や配偶者控除等申告書を勤務先に提出します。記載情報は、提出時や変更通知日における予測値になるので、結果的には年間の正確な数値でないことになるのは避けられません。

ま た、勤務先には、その提出されたデータにつき、書面上の矛盾を指摘することは出来ても、数値そのものの絶対的正確性を調査追求することはできませんし、その義務も権限もありません。

国 や自治体には、確定申告書や源泉徴収票、給与支払報告書などが提出されるので、結果的に正しい数値を把握することは可能です。それで、後から、年末調整の処理は正しかったか、との問い合わせが勤務先に来たりします。

握することは可能です。それで、後から、年末調整の処理は正しかったか、との問い合わせが勤務先に来たりします。

こ の問い合わせに対して、再度、予測値を結果値に訂正した過去の年分の扶養控除等(異動)申告書や配偶者控除等申告書の修正を従業員からしてもらわなければならないものなのかというと、事業主には、年末調整の義務はあっても、予測値を結果値に修正しての年末調整のやり直しをする義務まではない、と言わざるを得ません。

な お、税務署長には、源泉所得税の徴収、納付に不足がある場合には、源泉徴収義務者からその不足分を強制徴収する権限はあるものの、

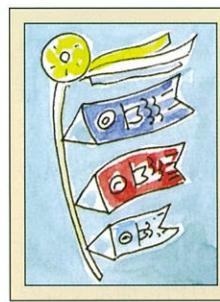
年末調整処理当事者に過失がない時にまでその権限を行使できるものではありません。

問 い合わせされた従業員に、自分の判断での確定申告を従事することにしている事業所もあります。多くのサラリーマンには、確定申告の義務はないので、この従事に従う義務はありません。また、その確定申告をした後に、申告の撤回をすると、その撤回は受け容れられ、納付税額は戻ることにもなっています。

ま た、正確な数値での扶養控除等(異動)申告書や配偶者控除等申告書を作成しなかったサラリーマンに対して、税務署長が直接に、正しい数値での所得税の決定処分する権限はないのです。そうした事例についての係争で、当局の行為は否定されています。源泉徴収制度はどうあるべきか、のクイズ・脳トレの問題と言えます。

立夏5日、小満20日。
藤の花芭蕉
「くたびれて宿かる頃や
暮れなずむ渓谷の両岸の
藤の花が見え隠れする。
中国黄河上流の龍門とい
う難所を上がりきつた鯉は
龍になるといい、鯉は立身
出世の象徴とされます。

5月の空に鯉のぼり。
水中の魚を空に泳がせる
という大胆な発想は江戸時
代からのようです。



客のためになるものを売れ。
無理に売るな。

(松下幸之助)

5月の税務メモ

- (国 稅)—
 4月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
 特別農業所得者の承認申請
 3月決算法人の確定申告
 9月決算法人の中間(予定)申告
 所得税確定申告の延納申請分の納付

- (地方税)—
 11日 4月分個人住民税特別徴収分の納付
 15日 6月1日 3月決算法人の確定申告
 9月決算法人の中間(予定)申告
 鉱区税の納付
 自動車税の納付